

◆二十三番（松井英雄君） 二十三番、公明党長野市議員団松井英雄でございます。

消費者教育の推進について、何点か質問させていただきます。

さきの通常国会で、消費者教育推進法が成立いたしました。この法律が成立した背景には、年々悪質化し巧妙化している振り込め詐欺や未公開株など架空の投資話を持ち掛ける利殖勧誘事犯、悪質リフォームなどなど特定商取引事犯などの一般消費者を狙った悪質商法のまん延があります。

おれおれ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺などの振り込め詐欺はピーク時より減少しているものの、二〇一一年には六千二百三十三件の発生を認知しています。中でも、おれおれ詐欺はむしろ増加しており、被害総額は百二十七億円を超えています。携帯電話などの有料サイト利用料の請求などを装った架空請求詐欺は、認知件数は減少傾向にあるものの、一件当たりの被害額はむしろ増加しております。

また、おれおれ詐欺の被害者は六十代以上の高齢者が九割を占めていますが、架空請求詐欺は三十歳代以下が四割近くに上るなど、全世代で被害を受けている実態がうかがえます。このため、若い世代からの消費者教育が必要になっています。また、二〇一一年の利殖勧誘事犯の被害額は五百九十億円、特定商取引事犯の被害額は二百七億円を超えています。

消費者教育推進法は、巧妙化する詐欺や悪質商法から、消費者自らが身を守り、合理的に行動する知識と能力を養う教育を、幅広い年代、場所で行うのが狙いです。そのために、学校や地域、事業所、事業者団体などにおける消費者教育の推進、そのための先進的な取組などの情報を収集、提供するとともに、収集した情報を消費者教育の内容に的確、迅速に反映するとしています。そして、悪徳商法などの被害防止と消費者の自立支援を目的とし、公明党、自民党、民主党及び社民党四党共同で国会に提出され、八月十日に成立いたしました。

生涯教育の観点から、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、消費者教育を推進するよう国や地方自治体に義務付けている。特に、若い世代からの消費者教育を重視して、国や地方自治体に学校現場での取組を求めています。

現行の学習指導要領は、小学校から高校までの社会科や家庭科などで消費者の権利と責任、金融の仕組みといった消費者教育の充実をうたってはいますが、専門知識が要求されることに加え、教材探しやカリキュラムを組む難しさなどから、実際には十分に実施されていないのが現状ではないでしょうか。

このため、国と自治体は、今回の責務化が単に教師の負担増にならないよう、教師への研修を充実させるべきだ。教育内容では例えば若者たちに広がるソーシャルゲームのトラブルや著作権を巡る問題なども、積極的に取り上げていく姿勢が求められます。また、被害に遭いやすい高齢者や障害者の方々への対策を進めるため、民生委員や介護福祉士らに対しても研修を義務付けています。そして、有識者や消費者代表が消費者教育の効果的な推進方法について話し合う場として、消費者庁に消費者教育推進会議、地方自治体に消費者教育推進地域協議会を設置するとしています。

悪徳商法から消費者である市民を守るために、以下六点についてお伺いいたします。

一点目、長野市の振り込め詐欺、架空請求詐欺、利殖勧誘事犯、特定商取引事犯などの被害の実態について。

二点目、教育委員会は学校教育の中で消費者教育をどのように位置付けられているのか、お聞かせく

ださい。そして、現在の小・中学校での取組はどうか、また子供たちを取り巻く社会情勢を見据えて、生きる力を養う教育での消費者教育を今後どのように進めていこうとされているのか、お聞かせください。

三点目、学校現場における消費者教育の推進、そのための教職員への研修について。

四点目、地域における消費者教育の推進、特に高齢者や障害者についての対策を進めるため、民生委員や介護福祉士に対しての研修について。

五点目、事業者及び事業者団体による消費者教育の支援について。

六点目、地方自治体に義務付けられた消費者教育推進地域協議会の設置と今後の展開についてお聞きします。

(二十三番 松井英雄君 質問席へ移動)

◎生活部長(金井隆子君) 御質問のうち、教育委員会関係を除きます四項目につきましてお答えいたします。

最初に、振り込め詐欺、架空請求詐欺などの被害の実態についてお答えいたします。

本市では、商品の購入や契約トラブルの他、多重債務などの市民の皆様からの御相談に、常時三人の専門知識を習得いたしました消費生活相談員が、長野市消費生活センターにおきまして対応を行っております。助言の他、専門機関の紹介等を行っている状況でございます。

平成二十三年度の消費生活相談件数でございますが、二千八百五十一件ございました。その内訳でございますが、未公開株や公社債、外国通貨などの購入に関する利殖商法に係る相談が二百六件、訪問販売や特定継続的役務提供など特定商取引の相談が五百五十八件ございました。また、振り込め詐欺に関する相談でございますが、おれおれ詐欺一件、融資保証金詐欺一件の他、パソコンや携帯電話、はがきなどによります架空請求詐欺につきましては五十八件ございました。

また、振り込め詐欺に係る被害届につきましては、警察署が対応しておりますので、長野県警察が公表しております平成二十三年中の警察の集計は、二十三年一月から十二月までの集計でございますが、県全体の振り込め詐欺の認知状況を申し上げます。振り込め詐欺被害届件数ですけれども八十六件、被害総額は一億二千百八十四万円で、前年と比較いたしますと十九件、四千六百二十五万円の増加となっております。

二つ目の御質問でございますが、民生委員や介護福祉士に対しての研修についてお答えいたします。

他の年齢層の相談は減少する傾向にございますが、高齢者の相談件数につきましては増加の傾向にございます。特に、訪問販売や金融商品の勧誘などの被害が目立っております。そのため、高齢者や障害をお持ちの方々の消費者被害防止には、生活の身近にいらっしゃる民生委員や地域福祉ワーカーなどの気付き、声掛けが一番重要かと考えます。これまでも、民生委員の研修会などを通じまして啓発を行ってきております。今後も一層、本市と民生委員等との連携を深めていく必要があるかと考えております。

なお、本市では、視覚障害者に向けまして音声による消費者被害防止用の資料を作成し、対象者に提供して周知啓発活動を図っております。さらに、消費者団体と連携いたしました出前講座を開催しております。平成二十四年十一月末現在では、主に高齢者を対象としまして十四回実施してございます。寸劇や紙芝居などを交えながら、悪質商法の被害防止等につきまして、高齢者の方へ分かりやすい周知啓発活動の工夫も行っているところでございます。

三点目の御質問でございますが、事業者及び事業者団体による消費者教育の支援についてお答えいたし

ます。

先ほどの議員さんの御質問の中にもございましたように、消費者教育推進法では、事業者や事業者団体に対しても地方自治体が行います消費者教育施策への協力及び消費者教育の推進のための自主的な活動を努力義務として明記しております。本市では、現在まで五地区の住民自治協議会、また二つの消費者団体と連携しまして、消費者行政活性化交付金を活用しました消費者問題に関する講演会を共催で実施しております。今後、一か所開催予定でございますが、合わせますと延べ七百人の市民の皆様の参加を見込んでございます。

また、生命保険、損害保険、貸金業の各協会や電気通信事業者などとの定期的な意見交換会にも毎回出席をさせていただいております。こういった場面で、消費者の要望や意見等をお伝えするということをしております。

行政が実施いたします消費者教育推進におきまして、今回の新法は大きく後押しをしていただけるものと、大変画期的なものと考えております。反面、行政が行います消費者教育推進の責任も大変重くなったというふうに認識しております。今後も、消費者団体に限らず、事業者等が実施いたします講座の開催への支援、またインターネットによる情報提供などの支援を行うことで、更に本市と事業者等との連携を強化充実してまいりたいと考えております。

最後に、消費者教育推進地域協議会の設置と今後の展開についてお答えいたします。

現在、本市におきましては、平成十一年四月施行となりました長野市消費生活の安定及び向上に関する条例がございます。これに基づきまして、消費生活に関する学識経験者や事業者、消費者代表、関係行政機関、また公募の委員さんも三名お入りでございますが、こういった方々から構成されております長野市消費生活協議会が設置されております。市長の諮問に応じまして、消費生活の安定と向上及び商品等の安全確保に関する基本的な事項について御協議をいただいております。

新たな消費者教育推進法では、総合的、体系的かつ効果的な消費者教育を推進するということを目的に、地方自治体に消費者教育推進地域協議会設置の努力義務が定められております。新たな協議会設置の必要性の可否も含め、消費者教育推進法の目的に沿った今後の消費者教育の推進の在り方につきましては、今後詳細が示されるであろう国、県の動向も注視しながら、教育委員会、保健福祉部等関係部局との連携を強く意識しまして、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎**教育次長**（中村正昭君） 私から、小・中学校の消費者教育の推進と教職員の研修等についての二点、合わせてお答え申し上げます。

新学習指導要領では、消費者教育を社会科、公民科、家庭科などに位置付けております。具体的には、小学校家庭科では物や金銭の大切さ、計画的な使い方、中学校社会科では消費者の保護、中学校技術・家庭科では消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴、適切な選択、購入、活用などの学習を進めております。

この中で、悪徳商法や架空請求、ソーシャルネットワークサービスのトラブルなどにつきましては、中学校の家庭科分野のよりよい消費生活のためにの中で扱っております。ロールプレイングや事例を通じた学習等により必要な知識を身に付け、子供たちが消費者として自ら身を守り、適切な消費行動がとれるような指導を行っております。

さらに、市教育委員会では、昨年度、長野市情報教育カリキュラムを作成いたしました。これに基づいて、全小・中学校で情報モラル教育を実施し、情報社会で適正に活動するための考え方や態度が身に付くように指導しております。具体的には、市教育委員会のポータルサイトに教材を用意し、ソーシャルゲームにおけるトラブルの対処の仕方や個人情報の扱いなどについて、発達段階に応じた学習を進めております。

今後は、様々な消費者問題に対する関心を高め、消費者被害を防止し、冷静な対処ができる生活知識や省資源、省エネルギーを考えた生活ができる実践力を身に付けさせることも大切であろうと考えているところでございます。こうした消費者教育を一層推進するために、学年に応じた適切な指導が行えるよう、具体的な実践事例や指導資料・教材を教職員向けのポータルサイトに掲載し、指導に生かせるようにしてまいりたいと考えております。

また、長野市消費生活センターの出前講座や啓発パネル、啓発用DVDにつきましても各校に紹介し、さらに市教育センターの研修講座の中でも消費者教育の視点を研修内容に取り入れるなど、消費者教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆二十三番（松井英雄君） ありがとうございます。

他の中核市を見ても、長野市は非常に冊子等で十分にやっけていただいている部分はありますが、この冊子また放送に関しても、自分は大丈夫ということで読まない、聞かない、見ないということが多くあります。この辺、しっかりと意識の啓発、また学校、家庭だけではなく、年々増加している悪に対し、社会全体で取り組む体制を強く要望いたしまして、質問を終わります。